

東京農工大学大学院工学研究院運営規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (工学研究院副院長) 第3条 (略) 2 副院長を1名置き、工学研究院の<u>教育研究評議員をもって</u> <u>充てる。</u></p>	<p>本則 (工学研究院副院長) 第3条 (略) 2 副院長は、工学研究院を本務とする国立大学法人東京農工大 学教育研究評議会規程第3条第1項第5号に規定する教育研究 評議員の中から研究院長が指名する。</p>	

附 則(平成29年4月1日工規則第1号)
 この規則は、平成29年4月1日から施行する。